

生産緑地買取申出書 必要書類一覧（1／2 オモテ面）

（公的機関（医療機関）が発行する書類は、交付後3か月以内のもの）

1. 買取り申出の事由に応じて必ず用意する書類

添付書類	買取り申出の事由			備考
	30年経過	主たる農業従事者の故障	主たる農業従事者の死亡	
①生産緑地買取申出書（指定様式）	○	○	○	
②位置図（買取り申出する土地を明示）	○	○	○	1/2,500程度、市都市計画課で発行可（有料）
③公図（買取り申出する土地を明示）	○	○	○	コピー可 名古屋法務局春日井支局又は市税務課
④買取り申出する土地の全部事項証明書（登記簿謄本）	○	○	○	コピー可 名古屋法務局春日井支局
⑤生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者についての証明書	—	○※1	○※1	市農業委員会（産業課内）
⑥医師の診断書（農業に従事することができない故障である旨の診断があるもの）	—	○	—	
⑦主たる農業従事者の戸籍（除籍）謄本又は住民票の除票	—	—	○	

※1 農業委員会への証明申請には、②、③、④のほか、別途、買取申出の事由が主たる農業従事者の故障の場合は⑥、死亡の場合は⑦が必要です。（農業委員会へ提出する書類はコピー可）

2. 土地所有者に相続が発生している場合（相続登記が完了していない場合）に用意する書類

添付書類	申出者の特定			備考
	法定相続人全員	遺産分割協議書	遺言公正証書	
被相続人の戸籍（除籍）謄本又は住民票の除票	○※2	○※2	○※2	
遺言公正証書の正本	—	—	○	
遺産分割協議書及び相続人全員の印鑑登録証明書	—	○	—	
被相続人の出生から死亡した時まで連続したすべての戸籍謄本（除籍謄本や改製原戸籍を含む）	○※3	—	—	コピー可
相続人全員の戸籍謄本	○	—	—	コピー可 被相続人の戸籍謄本に記載された相続人は不要

※2 買取り申出の事由が「主たる農業従事者の死亡」で、土地所有者と主たる農業従事者が同一の場合は、添付不要

※3 法定相続情報一覧図の写しの提出がある場合は、添付不要

生産緑地買取申出書 必要書類一覧（2／2 ウラ面）

（公的機関（医療機関）が発行する書類は、交付後3か月以内のもの）

3. 下記に該当する場合に用意する書類

3-1. 買取り申出する生産緑地に所有権以外の権利が設定されている場合

添付書類	備考
権利抹消承諾書（指定様式）	財務省が権利者となっている抵当権のみが設定されている場合は、添付不要
所有権以外の権利が確認できる書類	登記簿謄本で確認できる場合は、添付不要
所有権以外の権利が設定されている位置が確認できる書類	登記簿謄本で確認できる場合は、添付不要

3-2. 所有する生産緑地の一部を買取り申出する場合

（※30年経過の事由で買取申出する場合は不要です。）

添付書類	備考
生産緑地の主たる従事者の変更届出書（指定様式）	
変更後の主たる従事者となる方の住民票の写し	

3-3. 土地所有者以外の方が買取り申出を行う場合

添付書類	備考
委任状（任意様式）	委任者は自署（押印不要）